⑵　予算決算及び会計令第71条第１項各号のいずれかに該当し、期間を定めて一般競争に参加させないこととされた者のうち、当該期間を経過しない者
⑶　申請書及び審査に必要な書類に故意に虚偽の事実を記載した者、又はこの者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者
⑷　経営状態が著しく不健全であると認められる者
⑸　経営事項審査を受けていない者
⑹　経営事項審査において、総合評定値通知書を受けていない者
⑺　数人の建設業者が共同して工事を施工する協定により結成した企業体であって、上記４⑴から⑹までに該当する構成員を含む者
⑻　測量・建設コンサルタント等の営業に関し、法律上必要な資格を有しない者

5　競争参加の資格及びその審査
⑴　競争に参加できる者の資格審査は、別記３又は別記４の総合数値をもって行う。
⑵　競争に参加できる者の資格は、上記５⑴により別記５の業種別等級区分に基づいて格付けする。

6　資格審査結果の通知
「資格確認通知書」により通知（郵送）する。

7　資格の有効期間及び更新手続
⑴　競争参加資格の有効期間　資格を付与されたときから令和９年３月31日までとする。
⑵　有効期間の更新手続　上記７⑴の有効期間の更新を希望する者は、令和８年11月頃に令和９・10年度に係る競争参加者の資格に関する公示を予定しているので、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

8　会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取扱い
⑴　今回の申請時において会社更生法に基づく更生手続申請中の者又は民事再生法に基づく再生手続申請中の者は、手続開始の決定を受けた者（以下「更生手続等開始決定者」という。）となった後に、一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。
⑵　令和７・８年度一般競争（指名競争）参加資格の有資格者として確認を受けた後に更生手続等開始決定者となった者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。
⑶　更生手続等開始決定者であって、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行わないときは、一般競争（指名競争）において競争参加資格が取り消される場合がある。

9　合併等により新たに設立された会社等の取扱い
合併等により新たに設立された会社等とは、次の⑴から⑸までに掲げる会社等をいい、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。ただし、建設工事の当該申請を行うことができる者は、合併等後の経営事項審査を受けている者に限る。
⑴　合併等により新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併により、その一方が存続した場合における存続会社
⑵　親会社がその営業（建設業）の一部を独立させるために新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社
⑶　新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより、当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社
⑷　既存の建設業者が他の建設業者から営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した建設業者の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた建設業者
⑸　営業（建設業）の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社

10　申請内容の変更
有資格者は、次の事項に変更があった場合には、「競争参加資格審査申請書変更届（建設工事、測量等）」に必要事項を記載の上、次の添付資料を添えて別記２宛てに速やかに提出すること。
⑴　本社（店）住所
⑵　商号又は名称、電話番号（ファクシミリ番号及びメールアドレスを含む）
⑶　法人である場合には代表者の役職及び氏名、個人である場合はその者の氏名
⑷　許可・登録の状況（本社（店）の業種の追加は新規で申請）
⑸　営業所の所在地及び電話番号（営業所の新設廃止を含む）

添付資料
○法人の住所、商号又は名称及び代表者の氏名に係る変更の場合は、登記事項証明書又は登記簿謄本（又は抄本）若しくはその写し
○個人の住所の場合は、住民票の写し
○個人の氏名の場合は、戸籍謄本（又は抄本）の写し
○許可・登録の状況に係る変更の場合は、許可・登録の証明書等の写し

11　競争参加資格を有する者の名簿の閲覧先
https://www.maff.go.jp/j/supply/kensetu/meibo/index.html（農林水産省ホームページ内）

別記１　発注機関
大臣官房予算課、植物防疫所、那覇植物防疫事務所、動物検疫所、動物医薬品検査所、農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター、農林水産研修所、農林水産政策研究所、北海道農政事務所、林野庁本庁（建築一式工事及び測量・建設コンサルタント等契約に限る。）及び水産庁

別記２　申請書の提出場所
郵送の場合
〒100―8950 東京都千代田区霞が関１－２－１　農林水産省大臣官房予算課営繕総括班　電話03―3502―8111　内線3320
電子メールの場合
送信先　yosanka_eizen@maff.go.jp
なお、提出様式はＰＤＦファイル形式によるものとする。また、提出書類は一つのファイルにまとめることとするが、当該ファイルの容量が７ＭＢを超えた場合は、この限りではない。

別記３　建設工事の場合の付与数値
総合評定値通知書の総合評点を総合数値とする。

別記４　測量・建設コンサルタント等の場合の付与数値
⑴　年間平均測量等実績高(A)

| | | |
|---|---|---|
| 100億円以上 | | ：60 |
| 50億円以上 | 100億円未満 | ：55 |
| 20億円以上 | 50億円未満 | ：50 |
| 10億円以上 | 20億円未満 | ：45 |
| ２億円以上 | 10億円未満 | ：40 |
| １億円以上 | ２億円未満 | ：35 |
| 2,000万円以上 | １億円未満 | ：30 |
| 1,000万円以上 | 2,000万円未満 | ：25 |
| 500万円以上 | 1,000万円未満 | ：20 |
| 300万円以上 | 500万円未満 | ：15 |
| 200万円以上 | 300万円未満 | ：10 |
| 200万円未満 | | ：５ |

⑵　自己資本額(B)

| | | |
|---|---|---|
| 10億円以上 | | ：10 |
| １億円以上 | 10億円未満 | ：８ |
| 1,000万円以上 | １億円未満 | ：６ |
| 100万円以上 | 1,000万円未満 | ：４ |
| 100万円未満 | | ：２ |

⑶　流動比率及び営業年数(C)
①　流動比率

| | | |
|---|---|---|
| 130％以上 | | ：14 |
| 95％以上 | 130％未満 | ：10 |
| 75％以上 | 95％未満 | ：６ |
| 60％以上 | 75％未満 | ：２ |

②　営業年数

| | | |
|---|---|---|
| 25年以上 | | ：10 |
| 10年以上 | 25年未満 | ：８ |
| ５年以上 | 10年未満 | ：６ |
| ５年未満 | | ：４ |

⑷　総合数値は、上記(A)、(B)及び(C)の合計とする。

別記５　業種別等級区分及び予定価格の範囲
［掲載順序　業種の区分　①数値：等級　②予定価格の範囲］
⑴　土木一式工事
①

| | | |
|---|---|---|
| 1,500点以上 | | ：A |
| 950点以上 | 1,500点未満 | ：B |
| 750点以上 | 950点未満 | ：C |
| 750点未満 | | ：D |

②　Ａは２億3,000万円以上、Ｂは6,000万円以上２億3,000万円未満、Ｃは3,000万円以上6,000万円未満、Ｄは3,000万円未満
⑵　建築一式工事
①

| | | |
|---|---|---|
| 1,200点以上 | | ：A |
| 1,000点以上 | 1,200点未満 | ：B |
| 800点以上 | 1,000点未満 | ：C |
| 800点未満 | | ：D |

②　Ａは２億3,000万円以上、Ｂは１億2,000万円以上２億3,000万円未満、Ｃは4,000万円以上１億2,000万円未満、Ｄは4,000万円未満